

大気汚染測定機器保守点検業務委託契約書（案）

那覇市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、令和4年度大気汚染測定機器保守点検業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 発注者は、市内における大気汚染の状況を把握し、市民の生活環境の保全に資するため、大気汚染測定局の測定機器の保守点検及び記録紙の送付等（以下「業務」という。）を受注者に委託するものとする。

（委託期間）

第2条 この業務の委託期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、円（うち取引に係る消費税額は円とする。）とする。

（契約保証金）

第4条 那覇市契約規則第30条第1項第9号の規定により免除する。

（権利の譲渡等の制限）

第5条 受注者は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 受注者は、この業務について知り得た事項を漏らし、他の事業に利用してはならない。

（成果品の帰属）

第6条 この契約によって作成された報告書及びその他の成果（以下「成果物」という。）は、発注者に帰属するものとする。また、受注者がこの業務により取得した著作権は、発注者の権利とする。

（再委託の禁止）

第7条 受注者は、業務の処理を自ら行うものとし、業務を他の者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（業務の実施）

第8条 受注者は、「大気汚染測定機器保守点検業務仕様書」に従って、業務を実施し、その実施状況について、遅滞なく報告書を発注者に提出しなければならない。

（検査）

第9条 発注者は、報告書を受領したときは、その日から10日以内に業務の成果について検査を行うものとする。

- 2 受注者は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、発注者の指示に従い、速やかにこれを補正しなければならない。
- 3 前項の補正のために要する経費は、受注者において負担するものとする。

(調査等)

第10条 発注者は、業務の実施状況について、受注者に対して必要な報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(業務内容の変更等)

第11条 発注者は、必要がある場合は、委託した業務内容を変更し、又は委託した業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は業務の委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者の協議の上決定する。

(履行期限の延長)

第12条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第13条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、業務委託料その他の契約内容を変更することができる。

(損害の負担)

第14条 受注者は、この契約に基づいて業務を実施するに際し、受注者の責に帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託料の支払)

第15条 委託料の支払は業務完了後とする。

- 2 発注者は、受注者の業務履行を確認し、正当と認めた後、受注者の請求により30日以内に委託料を支払うものとする。

(遅延賠償金)

第16条 発注者は、受注者の責めに帰すべき理由により、受注者が契約期間内にその義務を履行し終わらない場合において、期間後に提出の見込みがあると認めるときは、受注者に対し期限を定めてその履行を催告するとともに遅滞賠償金を徴収するものとする。

- 2 前項の遅滞賠償金の額は、遅滞日数に応じ、未済の契約代金の額に対し財務大臣決定利率の割合を乗じて計算した額とする。
- 3 発注者が約定の支払期日までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、この契約金額に財務大臣決定利率の割合を乗じて計算した額とする。

(解除)

第 17 条 発注者は、受注者が次の各号の一つに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者が正当な事由なく、委託期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められたとき。
- (2) 受注者が正当な事由なく、発注者に対し契約の解除を申し出たとき。
- (3) 受注者が発注者の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、担保に供し、又はその履行を委任したとき。
- (4) 受注者、受注者の代理人、受注者からの再委託契約の当事者又は受注者との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として徴収する。

(秘密の保持)

第 18 条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(その他)

第 19 条 この契約に関して、発注者と受注者との間に意見の相違が生じたときは、発注者と受注者の協議の上定めるものとする。

以上の契約締結の証として契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 4 年 月 日

発注者 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市
那覇市長 城間 幹子

受注者